

流水占用料等 単価改定一覧表（改定日：令和元年10月1日）

区 分			旧単価		新単価			
番号		単位	市	町	市	町		
流水占用料 (水利使用料)		鉱工業の用に供する場合(許可使用水量1リットル毎秒)	年	5,200		5,460		
		養魚の用に供する場合(同)	年	1,150		1,210		
		その他の用に供する場合(同)	年	3,850		4,040		
土地占用料 (河湖占用料)	1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	㎡/年	950	750	970	720	
	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	㎡/年	800	600	820	580	
	3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	㎡/年	500	430	510	410	
	4	栈橋(浮栈橋を含む。)および揚陸施設	㎡/年	950	750	970	720	
	5	係船場	㎡/年	950	750	970	720	
	6	仮設の店舗	㎡/日	430	270	440	260	
	7	農用地	㎡/年	16	9	16	9	
	8	ア	小割式網生簀養殖場および真珠養殖場	㎡/年	15	15	15	15
		イ	ア以外の区画漁業に供する施設	㎡/年	4	4	4	4
		ウ	えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	㎡/年	6	6	6	6
		エ	養魚池	㎡/年	48	48	49	49
	オ	や	な漁業の用に供する施設	㎡/年	48	48	49	49
	9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	本/年	1,000	800	1,020	770	
	10	鉄塔	㎡/年	950	750	970	720	
	11	埋設管類および架設管類(開渠の水路等を含む。)	外径0.2m未満のもの	㎡/年	100	73	100	70
			外径0.2m以上0.4m未満のもの	㎡/年	150	110	150	110
外径0.4m以上1.0m未満のもの			㎡/年	300	220	310	210	
外径1.0m以上のもの			㎡/年	600	440	610	420	
12	広告物	㎡/年	3,700	2,100	3,890	2,210		
13	試掘やぐらおよび砂利採取機	基/月	1,400	1,400	1,430	1,430		
14	係船くいおよび係船環浮標	本/年	850	600	870	580		
15	撮影、興業その他催物のための土地の占用	回/日	11,000	11,000	11,200	11,200		
16	工事用台船係留場	㎡/年	350	350	360	360		
17	1の項から16の項までに分類されないもの	㎡/年	490	430	500	410		
河川産出物採取料 (河川生産物採取料)	1	土砂	㎡	170		180		
	2	砂	㎡	260		270		
	3	砂利	㎡	310		330		
	4	石	栗石	㎡	350		370	
			転石	個	170+37X		180+39X	
			庭石	個	4,800+520Y		5,040+550Y	
	5	よしおよびかや	㎡	4		4		
	6	芝草	㎡	37		39		
	7	ささその他の草	㎡/年	4		4		
8	木	㎡	時価を勘案して定める額		時価を勘案して定める額			
9	竹	㎡ (束の外周)	時価を勘案して定める額		時価を勘案して定める額			

※ 発電にかかる流水占用料については、昭和50年建設省告示第1125号による。

※ X=(控長-30cm)÷10 Y=(控長-80cm)÷10

※上記に加え、下記のとおり消費税額分を加算
 流水占用料……全て消費税額分を加算
 土地占用料……占用期間が1か月未満のものにかぎり消費税額分を加算
 河川産出物採取料……全て消費税額分を加算